

令和元年(2019年)5月24日
県民文化部くらし安全・消費生活課交通安全対策係
(長野県交通安全運動推進本部事務局)
(課長)古川 浩 (担当)小松 靖伸
電話:026-235-7174 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2848
FAX: 026-223-6771
E-mail: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

園児の交通事故を受けた緊急交通安全対策について

長野県交通安全運動推進本部

1 目的

本年5月の滋賀県大津市における園児の交通事故被害を踏まえ、子どもを交通事故から守ることを目的に、県内全ての保育所、幼稚園などの散歩ルート¹の安全確認等を緊急に実施するとともに、その結果を基に、交通安全対策の一層の充実を図る。

2 安全確認・点検

緊急安全確認・点検の実施

(1) 集中的に、県内全ての保育所・幼稚園などの散歩ルートの安全確認及び安全指導の実施(6月)

散歩ルートの見直しや園内の安全管理の徹底・見直しを支援

[保育所、幼稚園、認定こども園、盲学校・ろう学校の幼稚部等及び警察]

⇒「安全確保重点箇所」を抽出(必要に応じて合同点検)

⇒地域の交通マナーの改善点の確認

上記のほか、道路管理者(国・県・市町村)、交通安全運動推進本部・地方部が合同で実施

(2) 過去5年間に子どもが事故当事者となった交差点の点検(6月～7月)

[警察、道路管理者が実施]

3 交通安全対策

交通安全運動の強化

安全確保重点箇所及び交通マナー改善に着目した取組(取締り、啓発活動、安全教育)
7月(7/22～7/31)の夏の交通安全やまびこ運動で集中的に実施

重点箇所の表示 (7月～)

安全確保重点箇所であることを表示
例:警戒標識、注意看板、のぼり旗の設置

安全施設の整備

緊急性の高いものから安全施設を整備